最終更新日:2019年1月31日

アルコニックス株式会社
代表取締役社長　竹井　正人
問合せ先:経営企画部
証券コード:3036
http://www.alconix.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの重要性を強く認識しており、その実現のために健全で透明性が高く、事業環境の変化にすばやく対応できるような経営体制の確立に努めております。また当社グループの企業価値の最大化を図り、そして社会的責任を果すことにより株主、顧客、従業員等のステークホルダーから信頼と共感を得られるようにしてまいります。

（基本理念）
アルコニックスは、非鉄金属の取引を通じて、新たな価値を創造し、社会の発展に貢献します。

（経営理念）
1. 法令・企業倫理を遵守し、公明正大かつ透明性の高い経営を行い、誠実で信頼されるグループへ成長します。
2. 株主、取引先、従業員、地域社会との良好な関係を維持し、「良き企業市民」としての責務を果たします。
3. 「新たな素材へ」「新たな市場へ」「新たなサービスへ」「新たな分野へ」をモットーに挑戦します。
4. 高い専門性を持つ人材の育成を図り、活力溢れ、洗練されたグループを目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則1－2－4
（議決権電子行使プラットフォームの利用他）
当社は、議決権行使プラットフォームについて、来年度以降の導入に向けて検討しております。また、招集通知の英訳については2017年6月22日開催の第36回定時株主総会より招集通知並びに参考書類の英訳版を当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに継続的に開示しております。

補充原則4－1－3
（最高経営責任者等の後継者の計画）
当社は、最高責任者である取締役社長の後継者計画について、経営上の重要な課題として認識しており、早期の確立に向けて現在検討を進めております。また当社は2018年6月20日開催の第37回定時株主総会終結後の取締役会において取締役社長が交代いたしました。人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中から相応の人物を副社長に就任させ、十分な経営経験を経た後に取締役社長就任というプロセスといたしました。今後は新たに策定予定の後継者計画に沿って取締役社長を選定することといたします。

補充原則4－11－3
（取締役会の実効性評価）
当社は現時点において取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行っておりませんので、その結果の概要の開示について行っておりませんが、取締役会の実効性向上と更なる活性化のため、当社取締役会の実効性分析・評価の施策について検討を進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1－4
（政策保有株式）
当社は、営業上における取引関係の円滑化、及び企業連携の強化等を通じて、当社の中長期的な企業価値向上のため、政策保有株式（当社関係株式以外の全ての株式）を保有しております。その内容については有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。当社が保有する政策保有株式については、各投資先企業の業績や財務状況並びに取引状況等を精査し、継続して保有することが適切か、また保有する便益がリスクに見合ったものかどうか、リスク管理委員会において十分な討議を経た後、取締役会にて縮減を含めた保有継続の可否を判断いたします。
また、政策保有株式の議決権については、株主としての権利を行使すべく、全ての議案に対して十分に内容を吟味した後、議決権を行使することとし、発行体企業の経営状況を勘案して議案ごとに賛否を適切に判断いたします。

原則1－7
（関連当事者間の取引）
当社は、役員との取引については、法令等の定めに従い、予め取締役会に付議し、承認を得るものとしております。

原則2－6
（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）
当社は、キャッシュバランス型の確定給付型企業年金制度を採用しており、企業年金の積立金の管理および運用に関して、社外の資産管理運用機関等と契約を締結しております。当社は、資産の運用基本方針および運用指針等を策定し、その方針に従って資産の運用を委託するとともに、

運用資産を定期的に時価により評価しております。また、これらの外部機関による運用実績等を適切にモニタリングするべく、企業年金の資産運用に精通した部署が業務を担当しております。

原則3－1
（情報開示の充実）
1．当社の経営理念、経営指標及び経営計画
当社は、当社の経営理念や目標とする経営指標、中期経営計画について、当社ホームページ、有価証券報告書、事業報告書等にて公表しております。
・経営理念
http://www.alconix.com/jp/corporate/statement/index.html
・中期経営計画並びに経営指標
http://www.alconix.com/jp/corporate/plan/index.html
2．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書に掲載しておりますのでご参照ください。
3．経営陣幹部、取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き
当社は、経営陣幹部、及び取締役の報酬等の額について、取締役社長及び社外役員で構成する「報酬委員会」において会社の業績及び各役員の個人評価を加味し、その額を決定する方針を採用しております。
4．取締役、監査役の選任・解任に関する方針と手続き
当社は、経営陣幹部の選任・解任及び取締役、監査役候補の指名において、各役職に求められる役割を適切に遂行することが可能な知識・経験、能力並びに業績等を踏まえた総合的な評価により取締役会にて決定しております。
5．取締役、監査役の指名の理由
社外取締役候補者の指名理由については有価証券報告書、並びに本報告書に記載しております。一方、社内取締役、監査役の選任・指名については有価証券報告書並びに株主総会招集通知に個人別の経歴を示しておりますが、今後さらなる記載内容の充実化を図ってまいります。
なお、解任についても同様に招集通知において開示いたします。

補充原則4－1－1
（経営陣に対する委任の範囲の状況）
当社は、執行役員制度を導入しており、経営意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより職務責任を明確化するとともに、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する体制を推進しております。また「執行役員規程」並びに「執行職務委任規程」にて、執行役員の選任資格、担当業務を明確に定めており、経営と業務執行を明確にするとともに意思決定の妥当性を高める体制としております。

原則4－8
（独立社外取締役の有効な活用）
当社は、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たした独立社外取締役2名を選任しております。当社の独立社外取締役は多様な視点や経験、高度な専門知識に基づいて当社の経営全般に関して独立した立場から助言する役割を担っていただいております。

原則4－9
（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
当社は、独立社外取締役候補の選任において、会社法及び東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準をもとに、取締役会で審議することで選定しております。なお、今後は当社独自の独立性判断基準を策定することも検討してまいります。

補充原則4－11－1
（取締役会の全体としての知識・能力・経験・バランス、多様性及び規模に関する考え方）
当社は、経営環境の変化に応じた機動的な意思決定と実効性のあるコーポレート・ガバナンスの仕組みを整えるため、取締役会を当社グループの事業内容や経営課題に適した規模とし、経験・知見・専門性のバランスや多様性にも考慮したメンバー構成にすることとしております。
当社の定款では取締役は8名以内、監査役は4名以内と定めており、現在、取締役8名（うち、社外取締役2名）及び監査役4名（うち、社外監査役2名）を選任しております。

補充原則4－11－2
（取締役、監査役の他の上場会社の役員の兼任状況）
当社は、取締役、及び監査役の主要な兼職状況について、有価証券報告書並びに株主総会招集ご通知等で毎年開示しております。詳細につきましては当社ウェブサイトをご参照下さい。
「株主総会招集ご通知」
http://www.alconix.com/jp/ir/material4.html
「有価証券報告書」
http://www.alconix.com/jp/ir/yuho.html

補充原則4－14－2
（取締役、監査役に対するトレーニングの方針）
当社は、取締役及び監査役に期待される役割や責務、必要とされる見識・資質等を踏まえて、外部セミナー等への参加の機会を提供しております。また当社の企業理念、ビジョン、役職員の行動指針、規程の他、中期経営計画等の内容を盛り込んだ最新のIR資料等の事業、財務、組織の職務遂行に必要な情報を取締役並びに監査役に提供し、共有化を図っております。なお、社外役員に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、事務局である経営企画部が取締役会並びにリスク管理委員会の資料を事前に配布しております。

原則5－1
（株主との建設的な対話に関する方針）
当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針として、株主との対話を統括する役員としてIR、経営企画を管掌する役員を指定し、対話を補助する部門間での情報共有を確実に行う等、有機的な連携を確保します。
株主・投資家とのコミュニケーションの機会として、株主総会をはじめとして、機関投資家を対象とする中間・期末時点での決算説明会並びに個別訪問に際して、取締役社長並びに経営企画、及び経理・財務を管轄する取締役2名が直接当社の経営状況並びに事業活動について説明をしております。

また、個人投資家に対しては、首都圏、関西圏を中心に年間10回前後のIRセミナーを実施し、代表取締役社長が自ら会社説明、質疑応答を行っております。
株主からの意見等で重要と判断したものについては、取締役会に報告すると共に、経営陣幹部や社員とも必要に応じて共有しております。
なお、株主との対話に際しては、インサイダー情報の漏洩防止に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,706,000	10.46
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	2,120,300	8.19
株式会社神戸製鋼所	1,707,200	6.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,106,100	4.27
株式会社FUJI	801,200	3.10
株式会社みずほ銀行	792,000	3.06
三井住友信託銀行株式会社	744,000	2.87
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	531,699	2.05
株式会社三菱UFJ銀行	520,000	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	406,800	1.57

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
種房　俊二	他の会社の出身者							△				
谷野　作太郎	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
種房　俊二	○	―――	種房氏は、日本高純度化学株式会社の社外取締役及び株式会社シードの社外監査役であります。種房氏は経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、客観的かつ大局的な見地から、当社の業務遂行に資する意見を得られ、よって当社の社外取締役として適任であると考えております。
谷野　作太郎	○	―――	谷野氏はスズキ株式会社の社外取締役であります。谷野氏は在外公館の大使を含む外交官としての幅広い実績と見識を有し、客観的かつ大局的な見地から、当社の業務遂行に資する

			意見を得られ、よって当社の社外取締役として適任であると考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	2	1	1	0	社外取締役

補足説明 更新

役員の報酬等の額については会長、社長、及び社外役員で構成する報酬委員会において会社の業績及び各役員の個人評価を加味し、その額を決定する方針を採用しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役による会計監査人との連携状況においては、相互の年間監査計画を策定後、社外監査役を含む監査役全員で、会計監査人から会計監査人の年度監査計画を聴取し意見交換を行っております。また期末には会計監査人の監査概要報告会に社外監査役を含む全監査役が出席し、報告を受けるとともに意見交換を行っております。また四半期毎の会計監査人による監査レビュー報告会には、常勤(社内)監査役が出席し、社外監査役はその内容の報告を受けております。

一方、監査役による監査部(内部監査と内部統制)との連携については、監査役会と監査部は、年間監査予定について双方で打ち合わせの上、作成しております。監査実施についても適時打合せを行うとともに、必要に応じて連携して実施しております。監査役の監査調書は、監査部にも配布する一方、内部監査には、監査役が適時立ち会っております。監査部主催の内部監査報告会では常勤(社内)監査役が同席し、指摘事項等に関 して情報の共有化を図っており、社外監査役はその状況報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
込田　彊	公認会計士													
寺西　昭	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
込田　彊	○	公認会計士	込田氏は公認会計士として豊富な会計知識を有しており、その幅広い見識から取締役会の監督機能強化という役割を十分に果たしております。このことから当社の社外監査役として適任であると考えております。
寺西　昭	○	弁護士	寺西氏は弁護士としての高度な専門的知識および経営に関する高い見識を有し、企業法務に精通しており、取締役会の監督機能強化という役割を十分に果たしております。このことから当社の社外監査役として適任であると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

（独立役員の選任理由）
当社は、社外取締役の種房 俊二氏、谷野 作太郎氏、及び社外監査役の込田 彊氏、寺西昭氏の4名を独立役員に指定し、東京証券取引所に届出ております。社外取締役の両氏、及び社外監査役である両氏を独立役員として指定した理由は、当社の社外取締役及び監査役就任以前には当社との取引関係がなく、また就任後においても一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員の独立性にかかる判断基準（コーポレート・ガバナンス報告書の記載基準）のいずれに も該当せず、このことから独立性が確保されていると考えているからであります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対し、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を無償で発行しております。ストック・オプションの発行に係る決議は株主総会であります。また取締役に対して新株予約権を発行をする場合は、従来の報酬額とは別枠で取締役に対する新株予約権に関する報酬額として年額10百万円以内とする決議を併せて行っております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

第七回新株予約権（平成30年6月20日定時株主総会決議）
付与対象者 ：取締役4名／執行役員を含む従業員140名
付 与 数 ：取締役に対し60個／執行役員を含む従業員に対し717個

※新株予約権は1個につき100株

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬限度額については、平成28年６月23日開催の第35回定時株主総会において年額300百円以内（うち、社外取締役は25百万円以内）と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額については平成17年２月22日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
■取締役４名（社外取締役を除く）
報酬等の総額：175百万円／うち基本報酬161百万円／うち退職慰労金14百万円
■監査役２名（社外監査役を除く）
報酬等の総額：19百万円／うち基本報酬18百万円／うち退職慰労金１百万円
■社外役員４名
報酬等の総額：28百万円／うち基本報酬26百万円／うち退職慰労金２百万円
また報酬限度内において譲渡制限付株式報酬を付与（割当日：2018年７月18日）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額については、社長及び社外取締役で構成する報酬委員会において会社の業績及び各取締役の個人評価を加味し、その額を決定する方針を採用しております。また、監査役の報酬は原則的に監査役会において協議し、決定されます。いずれの場合においても当社の株主総会において決議された報酬枠の範囲内で決定いたします。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役を補佐する担当セクションは、取締役会の事務局である総務・人事部となっております。総務・人事部では、取締役会に先立ち事前審議の場として開催されるリスク管理委員会に提出された資料をはじめ、取締役会付議事項、取締役会報告事項に関する全資料の事前送付・配布を行っております。
また社外監査役を補佐する担当セクションや専任担当者は設置してはおりませんが、社外監査役が出席していない社内主要会議の資料、議事録、各種申請書類、及び監査役協会等の資料については、適宜常勤監査役から社外監査役へ送付することにより情報の共有化に努めております。なお、毎月開催される定時監査役会および、定時取締役会の資料等は常勤監査役から事前に社外監査役へ送付しております。法令等への対応については他社状況を参考に監査役会としての対処策を協議する等、常勤監査役は社外監査役と常に連携しながら業務監査を行う体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

■取締役会
６名の取締役(うち２名は社外取締役)で構成され、毎月１回の定時取締役会と、必要に応じて開催される臨時取締役会とにより、充分な議論の中で経営上の意思決定を行っております。なお、当社は取締役会の招集権者、及び議長の定めについて法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役とすることを定款で定めております。

■監査役会
４名の監査役(うち２名は社外監査役)で構成され、毎月１回の定時監査役会と、必要に応じて開催される臨時監査役会とにより、業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務執行状況の監査を行っております。また、監査役会は、会計監査人及び内部監査・内部統制部門である監査部と適宜意見交換・情報共有等を行い、相互連携しております。
■執行役員会議
執行役員兼務取締役を含む社内取締役、国内在住の執行役員、管理部門の部長及びオブザーバーの常勤監査役で構成され、毎月１ 回の定時執行役員会議と必要に応じて開催される臨時執行役員会議とにより、業務執行に係る重要な事項の討議を行っております。また、執行役員会議で討議した事項のうち、重要な事項については取締役会へ報告もしくは上程されます。
■リスク管理委員会
代表取締役会長、代表取締役社長並びに管理部門取締役（上程される議案により、必要に応じて営業担当執行役員）、管理部門の部長及びオブザーバーの常勤監査役が出席し、毎月一回、取締役会での決議が必要な案件について、事前に審議を行っており ます。
■内部統制委員会
平成19 年７月１日より取締役会の諮問機関として設置し、社長を委員長として内部統制に関する事項について一元的に管理をする役割を担っています。コンプライアンス委員会と情報開示委員会はその下部組織となっております。
■コンプライアンス委員会
代表取締役会長、代表取締役社長、管理部門の本部長、オブザーバーの常勤監査役及び社長が必要と認めた者で構成されております。当委員会の役割は下記のとおりであります。
a. コンプライアンスに関する基本方針及び実行計画の策定
b. アルコニックスグループ行動基準及び行動指針である「アルコニックス行動基準マニュアル」を作成し、役職員に配布、周知徹底することにより、法令遵守及び危機管理体制を構築

c. 経営に重大な影響を及ぼすコンプライアンス違反及び危機発生時の対応等を審議するとともに、取締役会への上程

■内部監査

主管部署である監査部が年度計画に基づき法令、社内規程の遵守状況及び業務の妥当性、効率性等について内部監査を実施し、内部統制の状況を確認しております。監査終了後には社長以下社内取締役及び管理部門の部長出席のもと、監査講評会を開催し結果報告を行うとともに、指摘改善必要事項に対しては改善計画書の提出を義務づけております。監査部は監査役及び会計監査人との連携を密にし、的確な監査を実施するように努めております。なお、監査部は現在部長1名、部員1名の計2名体制となっておりますが、監査に際して人員の補強が必要な場合には社長が指名した者を加えて行うこととしております。

■会計監査

当社は会計監査を新日本有限責任監査法人に依頼しており、独立的な立場から定期的な監査に加えて会計上の課題等について、適時・適切なアドバイスを受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は新日本有限責任監査法人に所属する狩野茂行、下田琢真、金澤聡の3氏であり、独立の立場から会計に関する意見表明を受けております。当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士11名、その他24名です。

■取締役の定数及び選任の決議要件

当社の取締役は10名以内としており、選任決議においては、議決権の行使することができる株主の議決権のうち3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

■取締役及び監査役の責任免除に関する事項

当社は、社外役員全員及び監査役との間で会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲内で限定する契約を締結しており、当契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額としております。これは、社外取締役及び社外監査役が、期待される役割を十分に発揮することを目的とするものであります。

■役員報酬等の決定に係る事項

役員の報酬等の額については、社長及び社外取締役で構成する報酬委員会において会社の業績及び各役員の個人評価を加味し、その額を決定する方針を採用しております。

■剰余金の配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、毎年9月30日を基準日とする株主または登録質権者に対し、中間配当として剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、客観的かつ大局的な見地から経営に資する意見をいただける豊富な経験、及び深く幅広い見識を有する社外取締役を複数名選任し、取締役会において、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場での経営に資する意見を取り入れることにより、社外の視点を取り入れた的確かつ迅速な意思決定ができると考えております。

また、監査役会設置会社として独立性が高く、法務、会計の専門的知識を有した社外監査役を複数名選任し、取締役会の透明性かつ適正な監督及び監視を行っております。

以上のことから、当社が採用しているコーポレート・ガバナンス体制は、適切かつ充分に機能しているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は6月1日に発送いたしました（中18日）。また、会社法計算書類の連結注記表、個別注記表及び事業報告書の一部についてはWeb開示を採用いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	本年度（第37回）定時株主総会は6月20日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページのIRサイトにおいて、ディスクロジャーポリシー（日英）を掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成30年3月期は主要都市（東京2回、大阪3回）、他地方2都市（名古屋、札幌、神戸）で個人投資家説明会を8回実施いたしました。 また、平成31年3月期は主要都市（東京、大阪）他、地方3都市（福岡、名古屋、金沢）で8回程度実施を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎連結会計年度末及び第2四半期連結累計機関末の決算発表に併せて、日本証券アナリスト協会主催アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。内容は代表取締役社長、IR担当取締役（経営企画本部長、財経本部長）による経営方針、中期経営計画の進捗状況、決算概要、及び業績見通し等の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	機関投資家向け決算説明会及び個人投資家向け会社説明会において使用した資料（レジュメ）は終了後にホームページのIRサイトに掲示しております。また決算説明資料及び決算短信については英訳したものを、ホームページの英文IRサイトに掲載をしております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署は経営企画部となっております。	
その他	・株主通信 毎連結会計年度末及び第2四半期連結累計期間末に全株主に対して株主通信を発行しており、同時にホームページのIRサイトにもあわせて掲載をしております。 ・社長トップインタビュー動画 四半期並びに期末決算に関する報告をインタビュー形式にした動画をホームページに公開し、配信しております。 ・英訳短信 決算短信（日本語版、四半期含む）の開示と同時に英訳版もTD-netで開示しております。また、この他の英文リリースを当社ホームページのIRサイトにも掲載しております。 ・英訳決算説明資料（レジュメ） 機関投資家向け決算説明資料のうち期末、及び第2四半期のものについては英訳版を作成し、ホームページのIRサイトに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「アルコニックス役職員コンプライアンスマニュアル」の規程を設けており、また「企業理念」を職場内及び当社ホームページ上に掲げ、全従業員に周知徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境の保全に関する意識を高めるため、「環境方針」を社内及び当社ホームページ上に掲げ、全役職員に周知徹底を図っております。これに伴い、全社的にISO 14001 を取得し環境マ

	ネジメントシステムの運用を通じての環境保全活動を実施しております。また CSR活動 においては、当社の事業活動を通じて「レアメタル・レアアースと社会還元」「再生資源と環境」というテーマをホームページにて公開しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は平成18年5月19日開催の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を決議し開示いたしました。その後については適宜内容の更新を行っております。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、当社及び当社グループ会社の取締役、執行役員並びに職員は、法令等の遵守はもとより、企業人として企業理念、グループ行動基準の遵守、社会規範、倫理に即して行動する。そのための具体的な指針として、「アルコニックス企業理念」「アルコニックス役職員行動基準マニュアル」を制定し、全役職員に配布し周知徹底している。

当社は「取締役会規程」に基づき定例取締役会を原則として毎月１回、及び必要に応じて臨時取締役会を開催している。取締役会は当社グループ全体の重要な業務執行を決定すると共に、各々の取締役の職務執行の適法性が確保され法令及び定款に従い意思決定を行っていることを監督している。取締役会に付議すべき事項は、「権限規程・権限基準表」で具体的に定めている。意思決定においては、必要に応じて外部専門家の意見を聴取し、判断の合理性・適法性を確保している。また、取締役会は業務執行にとらわれない社外取締役、社外監査役の意見・指摘を真摯に傾聴し、適正な意思決定に努めている。

各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じ、取締役の職務執行を監査している。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、法令並びに「文書管理規程」及び「文書の保管及び保存要領」に従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し保存・管理を行っている。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループ会社は取引におけるリスク認識のため「権限規程・権限基準表」に基づき社内決裁書をもって事案を申請させ管理部門等の審議を経て許可を行う体制となっている。取引金額若しくはリスクが一定額以上の案件に関しては、毎月開催される社長を委員長とした取締役及び管理部門の部長で構成するリスク管理委員会にて討議を経た上で取締役会の決議を受けている。なお、リスク管理委員会には常勤監査役がオブザーバーとして出席している。 一方、監査部は内部監査を通じて使用人の職務執行における法令遵守及び社内諸規程等の遵守状況を把握確認して社長以下、取締役及び監査役へ報告するとともに、発見された課題事項並びに要改善事項は当社及び当社グループ会社の課題として共有している。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例取締役会を毎月一回開催し、重要事項の決定並びに各々の取締役の業務執行状況の監督等を行っている。取締役会の機能をより強化し効率化させるため、取締役会への上程案件に関しては事前にリスク管理委員会で討議を行っている。業務の運営に関しては、中期経営計画及び各年度予算を策定し、具体的には全社の目標を設定し、各部門がその目標達成に向け具体案を立案・実行する制度となっている。

また、当社は経営環境の変化に機敏に対応するため、平成12年９月開催の臨時株主総会で定款を変更し、取締役の任期を１年としている。経営の意思決定及び監督機能と業務執行を分離し、取締役会の監督機能を強化するため平成13年３月より、執行役員制度を導入している。また毎月一回常勤取締役と執行役員で構成される執行役員会議を開催し、職務執行に係わる事項の討議を行っている。重要な事項については取締役会へ報告もしくは上程し決議を受けている。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では役職員が法令・定款・社内規程を遵守しコンプライアンスに対する意識を高めるため、社長を委員長とする内部統制委員会と、その下部組織としてコンプライアンス委員会を設置している。また、コンプライアンスに関する相談・通報体制を含めた「アルコニックス役職員行動基準マニュアル」を役職員に配布し、周知徹底することにより法令順守体制を構築している。なお教育・研修を通じ役職員への浸透を図っている。一方、監査部は内部監査を通じて使用人の職務執行における法令遵守及び社内諸規程等の遵守状況を把握確認して社長以下、取締役及び監査役へ報告するとともに、発見された課題事項並びに要改善事項は当社及び当社グループ会社の課題として共有している。

6．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社のみならず、当社グループ会社にも独自の各種規程を作成させている。特に、当社グループ会社の意思決定におけるリスクを当社が認識するため、当社グループ会社別の「権限規程・権限基準表」に基づき社内決裁書をもって事案を申請させ、当社の管理部門の審議を経た上で当社グループ会社が決裁する方法を採用している。当社は当社常勤取締役若しくは執行役員等を当社グループ会社毎に非常勤役員として派遣し、直接会社運営に加わり助言を行う体制をとっている。また経営企画部が予算・決算を含めた会社運営の指導管理を行っている。これに加えグループ会社は当社と同様に法令遵守、コンプライアンス意識を高めるため「アルコニックスグループ行動基準マニュアル」を制定し組織内への周知徹底を推進している。一方、監査部は定期的に実施する子会社監査を通じて日常業務における法令順守及び社内諸規程等の遵守状況を把握確認し、問題点や改善必要事項については改善計画書を提出させている。

7．監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在は監査役の職務を補助する使用人を配置していないが、要請があった場合には取締役から独立した監査役を補助すべき使用人を配置する。

8．前号の使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

上記の使用人の選任・評価・異動等に関しては監査役会の同意を取得するものとし、取締役からの独立性を確保できる体制とする。

9．当社及び当社グループ会社の取締役及びその使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は会社に対し著しい損失が発生する恐れがあると認識した場合には、直ちに監査役に報告する。常勤監査役は取締役会・リスク管理委員会・執行役員会議等の重要な会議に出席すると共に社内決裁書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役・使用人に説明を求めている。常勤監査役は監査部が行う内部監査に立会うと共に監査講評会にも出席している。

また、当社及び当社グループ役職員が内部通報制度により行った通報状況、内容、及び社内不祥事または法令違反事案のうち重要なものについては監査役に伝達されなくてはならない。なお当該内部通報制度においては、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いをすることを禁じる旨を明文化している。

10．当社監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項

取締役及びその使用人は、監査役または監査役会が監査の実施のための費用を請求する時、当該請求に係る費用が監査役または監査役会の職務執行に必要でないと認められる場合を除きこれを拒むことができない。

11. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
常勤監査役は重要な文書の閲覧と社内の重要な会議に出席し、取締役の日常業務の執行状況を監査し、毎月開催される監査役会へ報告を行い、必要に応じ社外監査役から意見の聴取を行っている。監査役は平素より当社及び当社グループ会社の取締役と意思疎通を図り、情報収集と監査環境の整備に努めている。一方、監査部は内部監査計画の策定に際しては、常勤監査役と協議すると共に会計監査人とも連携している。また監査役は適宜、会計監査人による往査・監査講評にも立会うと共に会計監査人との情報交換会を開催している。

（内部統制システムの整備状況）
1. 平成18年10月、当社のコンプライアンス体制をさらに明確にすることを目的として、「コンプライアンス管理規程」を制定するとともに、円滑な運営のために従来のリスク管理委員会から独立した組織としてコンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス委員会規程」を制定いたしました。
2. 平成19年４月24日の定時取締役会において、規程である「内部統制規程」が決議され、即日制定いたしました。
3. 平成19年６月26日の定時取締役会において「内部統制委員会」の設置及びその役割等を定めた「内部統制委員会規程」の制定が決議され、即日制定された。社長を委員長とする内部統制委員会は、取締役会の諮問機関として内部統制に関する事項について一元的に管理する役割を担っております。これに伴いコンプライアンス委員会は内部統制委員会の下部組織といたしました。
4. 平成20年４月24日の定時取締役会において、当社内部統制システムに反社会的勢力排除に向けた基本的な体制を明記する旨を決議いたしました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. アルコニックス企業理念の行動指針として「アルコニックス役職員行動基準マニュアル」を制定しその中に、「反社会勢力との対決」として、反社会勢力とは一切関わらない旨を規定し、社内に徹底を図っている。
2. 同マニュアルの中で、反社会勢力からの不当要求等に対しては、総務・人事部が窓口となり、経営トップをはじめ組織全体で、対処することとしている。
3. また、反社会勢力の排除に向けて所轄官庁及び関連団体と協力してその排除に努めるとともに、新規取引先に対しては、反社会勢力との関係調査を必ず実行することとしている。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

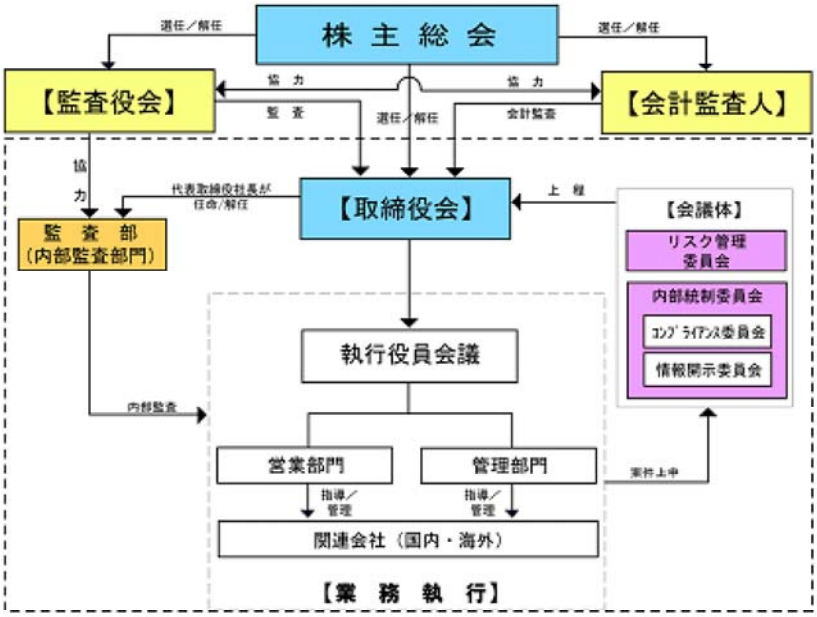

※矢印のない線（ー）は指揮・監督と報告を意味する。